

令和7年度ひょうご外国人雇用企業認定制度運営業務
企画提案募集要項

兵庫県では、外国人の受け入れが進む中、多文化共生を推進する先進県として、外国人が安心して就職・定着できるよう、外国人を雇用する県内企業の取組をチェックリスト方式で見える化する、外国人雇用に関する企業認定制度を創設します。

本事業の実施にあたっては、民間事業者の自由な発想と企画を取り入れ、効率的かつ効果的な運営を確保するため、企画提案コンペを実施することとし、受託希望事業者を募集します。

1 業務の内容

令和7年度ひょうご外国人雇用企業認定制度運営業務

項 目	内 容
業 務 内 容	(1) 事業実施準備 (2) 申請の募集 (3) 申請書の受付 (4) 申請書の確認 (5) 申請書データの入力等 (6) 認定案の作成 (7) 認定審査会の運営 (8) 認定審査会への出席・質疑対応、報告書作成等 (9) 認定審査会データの入力等 (10) 認定書又は結果通知書の発送等 (11) 問合せ等対応 (12) 業務マニュアルの作成 (13) 広報セミナーの開催 (14) 認定企業フォローアップセミナーの開催 (15) その他 ※詳細は別紙「ひょうご外国人雇用企業認定制度運営業務仕様書」を参照。
目標値	<アウトプット目標> 広報セミナー実施回数：年 1 回以上、 認定審査会実施回数：年 2 回以上 <アウトカム目標> 申請申込件数：100 件以上
限度額	12,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）
事 業 期 間	契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日（最長）まで

2 応募要領

(1) 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とする。

- ① 事業を適切に遂行するに足る能力（※）を有する法人であること。

- ② 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。
- ⑤ 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項の規定に基づく有料職業紹介事業の許可を受けていること。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ⑦ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制する下にある者でないこと。
- ⑧ 国、県又は市町からの出資、出えんを受けている団体でないこと。
- ⑨ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

※「事業を適切に遂行するに足る能力を有する」とは、個々に判断することになるが、少なくとも以下の要件を満たしていること。

- ・委託契約前から常時雇用者がいること。
- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- ・労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労務関係帳簿類を整備していること。
- ・社会保険、雇用保険、労災保険等について、法令に基づき、適正に手続きがなされていること。
- ・その他、事業の実施にあたり、県との打合せ等に適切に対応できる体制が整っていること。

（2）審査について

① 審査方法

提出された書類を基に、県能力開発課を事務局とする審査会において内容を審査し、委託先としてふさわしい者を受託先候補として選定する。なお必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

② 審査基準

「事業の遂行能力」（基本的な考え方、業務執行体制、類似業務の実績）

「事業の運営体制」（事務局運営の内容、事務局運営の実現性・計画性、各イベントの実現性・計画性、人員体制）

「事業の広報体制」（企業への情報発信、広報媒体及び広報量の妥当性）

などを中心に審査を行う。

③ その他

- ・審査結果は、応募者全員に対して文書で通知する。
- ・受託先候補として選定された者は、県と業務委託契約を締結する。契約内容は提案内容を基本とするが、審査会の審査を踏まえた協議を行った上で、提案内容の一部修正を求める場合がある。

（3）提出様式等

- ① 企画提案申込書（様式 1）
- ② 事業計画書（様式 2）
- ③ 事業実施スケジュール（様式 3）
- ④ 経費積算見積書（様式 4）※委託料には、当業務に係る所要経費を全て見積ること。
- ⑤ 事業実施に必要な許認可等を証する書類（提案内容による）

- ⑥ 無料職業紹介又は有料職業紹介の許可証の写し
- ⑦ 県税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類（下記ア、イ）
 - ※提出の日において発行から３か月以内のもの
 - ※県の入札参加資格を有している場合は不要
- ア 県税に滞納のない証明
 - 「納税証明書（３）」（兵庫県内の県税事務所が発行）
 - ※公益法人等又は県内に事務所・事業所を有しない事業者で本県での課税実績がない場合は、納税証明書（３）の添付に代えて誓約書（別添様式）を提出すること。
- イ 消費税又は地方消費税に滞納のない証明
 - 「納税証明書 その３の３」（本店所在地を所管する税務署が発行）
- ⑧ その他、県から個別に提出を求められた書類

（４）企画書等提出期限

令和７年６月６日（金）１７：００ 必着（持参または郵送）

上記（３）で定められた様式を提出のこと（正本１部 副本６部）

持参の場合の受付時間は、土・日を除く ９：００～１２：００ 及び １３：００～１７：００

（５）企画提案申込書等提出・連絡先

兵庫県産業労働部能力開発課人材育成班障害者・外国人就労担当

〒６５０-８５６７ 神戸市中央区下山手通５丁目１０番１号

TEL ０７８-３６２-９１８３ FAX ０７８-３６２-３９５１

E-mail nouryokukaihatsuka@pref.hyogo.lg.jp

（６）契約条件

- ① 契約形態
 - 委託契約とする。
- ② 契約限度額（消費税及び地方消費税含む）
 - １２,０００,０００ 円
- ③ 契約保証金
 - 兵庫県財務規則第 １００ 条の規定により、契約金額の １００ 分の １０ 以上の金額とする。ただし、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を県に提出する場合は、全部又は一部を免除する。
- ④ 委託費の支払条件
 - 原則、実績確認に基づく精算払いとする。
- ⑤ 委託金額の変更
 - 事情の変化等により、委託契約の内容どおりの事業執行ができない場合は、県との協議の上で、事業計画を見直し、変更契約の締結を求める場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。
- ⑥ 業務の適正な実施に関する事項
 - ・ 受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、又は請け負わせる

ことができない。ただし、委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。

- ・ 受託者が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理すること。